



東村山・生活者ネットワークニュース

発行日/2022年8月1日 vol.142 発行/東村山・生活者ネットワーク 発行責任者/朝倉順子

〒189-0013 東村山市栄町2-19-3 森田ビル201 TEL&FAX 042-392-7677

hmy.net@hyper.ocn.ne.jp http://hmy.seikatsusha.me/



すべての子どもたちに 生きるために必要な 食と教育の保障を



情報

①生活全般の相談窓口

生活保護を受けることは、
権利です。

東村山市福祉事務所
(042-393-5111)

ほっとシティ東村山
(042-306-3427)

東村山市社会福祉協議会
(042-394-6333)

②市の支援(フードバンク・ 子ども食堂・居場所)

家庭で眠っている食品の
「フードドライブ」への提供を募集

窓口：美住リサイクルショップ
「夢ハウス」(042-394-1141)

「子ども弁当」「子ども食堂」実施団
体がつながる「東村山子ども食堂
ネットワーク」結成
(窓口：東村山市社会福祉協議会)

新型コロナウイルスが変異を繰り返
し、収束が見えない中、自宅にいる時
間が増え、育児放棄、身体・心理的虐
待など、子どもが当たり前に育つ・生
きる・守られる・参加(意見表明)の
権利が侵害されています。「体罰によ
らない子育て」が打ち出されました
が、虐待相談件数は、19万3780件
(2019年厚労省公表)と増加の一
途で事態は深刻です。また、生活が困
窮していても声を出せない人もいま
す。制度と制度の狭間に埋もれる人を
作らないことが求められています。

緊急度が高い！

社会状況の変化から貧困格差が加速

非正規雇用や、コロナ禍での雇止めか
ら、家賃滞納で住む家を追われるなど、貧
困状態に陥る人が急増しています。東村山
市では、親の所得により教育格差を生まな

い支援策として、生活困窮世帯等への学習
支援、塾の費用や受験料も高校等に合格
すれば返済不要となる貸付の仕組みもあ
ります。必要な世帯に情報を届け、教育格
差の解消につなげるとともに、背後にある
保護者の就労支援や金銭管理に関する伴
走型支援の継続も並行しておこなっていま
す。今、進めるべきことは、雇用形態を非
正規雇用から正規雇用による安定した働
き方への改革です。

子どもがあたりまえに持つ権利を

「子ども権利条例」制定で実現

2023年「子ども基本法」が施行予定
です。児童福祉法の改正により、すべての
子どもは一人ひとり認められており、おと
なと同じ権利の主体です。生きるために必
要な「食えること」「学ぶこと」を十分に保
障するためにも「東村山市子どもの権利条
例」を子ども参加で作ることが必要です。



まちの縁がわ本町で毎月第4日曜
に開店。子どもカレー弁当を必要
な人に届けています。

誰もがその人らしく住み続けられる
まちを一緒に創っていきましょう！

市内では「子ども食堂」「だれでも食堂」
「子ども弁当」の他、食材や家庭用品を配
布する「フードパントリー」など市民による
ボランティアな活動が活性化しています。
そこではこどもやおとなの笑顔がかわさ
れます。地域で市民が繋がれば、助けてと
声が出しやすくなるはず。これから
も地域の小さな声を拾い、その人らしく暮
らせるように力を尽くしていきます。

(白石えつ子)